

大町市キャラクター「おおまびょん」着ぐるみ使用に関する要綱

平成25年2月22日

大町市告示第42号

(趣旨)

第1 この要綱は、大町市キャラクター「おおまびょん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2 着ぐるみを使用しようとする者は、大町市キャラクター「おおまびょん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、着ぐるみを使用する期間の初日前3月から使用する期間の初日前5日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3 市長は、第2の申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の個人、企業、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。

(5) その他市長が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、大町市キャラクター「おおまびょん」着ぐるみ使用承認書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認期間)

第4 着ぐるみの使用承認期間は、原則として3日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(使用料)

第5 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。

(2) 使用承認期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。

(4) その他使用承認書に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第7 市長は、使用者が第6に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(使用者の責任)

第9 着ぐるみの使用により、使用者及び第三者に生じた損害については、市長は一切その責めを負わない。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第2関係）

大町市キャラクター「おおまびょん」着ぐるみ使用申請書

年 月 日

大町市長 殿

申請者 住所

氏名

印

下記のとおり、大町市キャラクター「おおまびょん」の着ぐるみを使用したいので、申請します。なお、万が一着ぐるみを汚損した場合は、責任をもって原状復帰のための処置と費用を負担します。

記

1 使用用途	イベント等名称 使用場所
2 使用期間	借受日…平成 年 月 日 () 午前・後 時頃 返却日…平成 年 月 日 () 午前・後 時頃 ※ 使用する日時…平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
3 連絡先	(担当者氏名) (連絡先)
4 添付書類	・企画書等、開催日時・場所・内容がわかるもの ・おおまびょんの出演の詳細等を記載したもの

様式第2号（第3関係）

大町市キャラクター「おおまびょん」着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

大町市長

「おおまびょん」着ぐるみ使用について、次のとおり承認します。

使用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
引き渡し日時	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日	年 月 日 午前・午後 時
使用条件	1 使用は、申請書記載の使用の用途及び期間に限る。 2 別紙使用の条件を遵守すること。
その他	※ 着ぐるみを使用したイベント等の記録を提示してください。 (写真データ等)